厚牛労働省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

	厚生労働省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案) 								
管理	提案[区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管 ・関係府省	団体名
	B 対緩 地る和 に	图3_医福祉	備補助制度の統一化	度である保育所等整備交付金及び認定こども園施設	分は厚生労働省が所管しており、同じ建物内で交付金の所管が分かれている。両交付金は補助形式、交付決定日、地方債充当率及び交付基準額等が異なることから、交付金申請を両省に行うにあたり、単一の施設にもかかわらず事業費を定員や面積で按分する必要があるなど、自治体及び事業者の事務手続きが非常に煩雑となっている。	減され、子ども・子育てに係る行政の効率	児6条の4の3の4の3の4の3の4の3の4の3の4の3の4の3の4の3の4の3の4の	内科学省、原本学生、中国学生、中国学生、中国学生、中国学生、中国学生、中国学生、中国学生、中国	香島県、高川県、高知県、高田県、高田県、高田県、高田県、高田県、高田県、高田県、高田県、高田県、高田

管理	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
番号 団体名	支障事例	回答欄(各府省)
橋市葉川県野浜市阪守県島市崎大市、市崎、県松、府口、市、市長、県份山富、市場、市場、市島、長、県外市津新市野豊市阪奈県和県本宮勢市津新市野豊市阪奈県和県本宮崎、市潟長、市橋大、、広、島、市崎	いない。事業費を定員で案分するという業務も自治体及び事業者の大きな負担となっている。 〇書式や内示時期の統一は図られたが、協議や交付申請等の手続きに関して、保育所等整備交付金と認定こども園施設整備交付金で は、自治体への連絡時期や提出期限が異なっている。また提出書類も、同一の内容を厚生労働省及び文部科学省の両省あて提出する必	生労働省等関係府省において必要な対応を検討していく。

管理	提案	区分 分野	提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管 ・関係府省	団体名
6	B 地方に対する規制緩和	療•福祉	置費等国庫負担 金の算出における 里親支援専門相 談員配置による加 算対象施設の拡 大	金の算出において、里親支援専門相談員の配置により加算の対象となる施設について、現状の児童養護施設及び乳児院に加えて、	金の加算が受けられる対象施設は、児童養護施設と乳児院に限定されており、障がい児入所施設等に配置しても加算は受けられない。一方、里親に委託する児童が障がい児や心理ケアが必要な児童等の場合もあることから、そうした児童に係る専門的な知見に乏しい児童養護施設や乳児院への配置だけでは、地域支援として十分かつ幅広く里親支援を行っていくことが難しい状況がある。里親委託の推進が重要となる中、障がい児入所施設等への里親支援専門相談員の配置を進めることが望まれるが、当該施設への配置について加算の対象とされないことが支障となっている。	応した里親支援が可能となる。また、加算が受けられる対象施設が拡大されることにより、里親支援専門相談員の配置を希望 (申請)する施設の選択肢が増え、里親支援専門相談員の配置が進み、里親支援の充実につながると考える。なお、当県においては、児童養護施設及び乳児院が4か所しかないことに加え、当該施設の所在地が県内の一部に集中していることから、里親支援専門相談員の配置は県内の一部地域に	相談門では、里親員、里親員、里親員、里親員、明時時期のでは、明時時間では、明時時間では、明時のでは、明時のでは、明明のでは、まれば、明明のでは、知知のでは、明明のは、明明の	厚生労働省	島地方本の大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大
16	B 対緩 地る利	療•福祉	のうち保育事業を とは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	項第2号に大学のでは、1000年のでは、1000年ででは、1000年ででは、1000年ででは、1000年ででは、1000年ででは、1000年ででは、1000年ででは、1000年ででは、1000年ででは、1000年ででは、1000年ででは、1000年ででは、1000年ででは、1000年ででは、1000年ででは、1000年でのでは、1000年でのでは、1000年でのでは、1000年でのでは、1000年でのでは、1000年でのでは、1000年でのでは、1000年でのでは、1000年でのでは、1000年でのでは、1000年でのでは、1000年でのでは、1000年でのでは、1000年では、	「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた具体的な留意事項等について(平成31年3月29日付け内閣府子ども・子育て本部参事官、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)において、地域型保育事業のうち保育所と事業所の保育所における満3歳以上の児童の受け入れについて、各市町村において、その他の地域の実情と照らし必要と認める場合においては、満3歳以上の児童の受入れが可能である」との見解が示された。一方で、同事務連絡において「保育所型事業所内保育事業については、当該事業において恒常的に満3歳以上の児童を受け入れているなど、市町村長が認める場合において「保育所型事業所内保育事業については、当長が認める場合において「保育所型事業所内保育連続施設の確保を要しない」こととするが、「この特例を活用し連携施設を確保しない場合にあっても、中略)、連携施設を設定しない場合に込む場合によい、公定価格の調整の適用を受けることに留意されたい」と記載されている。こうした中で、満3歳以上の児童の受入れを行うこととして、公定価格の調整の適用を受けることに関意されたい」と記載されている。こうした中で、満3歳以上の児童の受入れを行うこととした保育所型事業所内保育事業者に対し、これまで卒園後の受け皿に係る連携施設として、満2によりに手続き卒園後の受け皿に係る連携施設として、満3歳以上の児童の受入れを行うこととしたにもかかわらず、公定価格上の混算がよりき続き卒園後ので話が進んでで話が進んでいるが、連携施設からの同意が得られなければ、地域の実情に応じて満3歳以上の児童の受入れを行うことにしたにもかかわらず、公定価格上の混算調整を受けることなり当該のみずにはあるが、0~5歳まりで活が進んでは、2年国的なニーズも想定されるところであることから当市としては、保育所型事業所内保育事業者については一定の要件を満たしまは「連携施設の確保を要しない」としながら、「連携施設を設定しない場合には「連携施設の確保を要しない」としながら、「連携施設を設定しない場合には「連携施設の確保を要しない」としながら、「連携施設を設定しない。」ということを合理的に説明することができないと考えている。	業所内保育事業者にとって経営上のマイナスとなる要因を減らすことで、3歳以上の児童の受け入れを検討する事業所が増え、0~5歳までの切れ目のない一体的な保育を提供することができると考える。	家庭的保育事 業等の設備及	労働省	松治島浜市四市東島高部町山市市市、国、温町原町、宇八西洲央予、久、内今和幡条市、市上万砥子

		ノ泊加サロ坦安団体及が坐該団体等からまされた古時東例(主かもの)へ	
管理 番号	団体名	く追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> 支障事例	回答欄(各府省)
6	岩手県、神奈川県、川崎市、相模原市、岡山県、香川県、高知県	〇国が示す里親委託推進の方向性をさらに推進していくには、特性を有する子ども等への専門的な支援ができる立ち位置から里親家庭及 び子どもへのより具体的な支援が必要である。 〇障がい児等への支援においても他の児童への支援と同様に、家庭的養育優先の原則や施設の小規模・地域分散化は必要な視点であり、とりわけ措置入所が必要な児童については、里親家庭も委託先の候補となるものである。また、現在里親委託されている児童に知的障がいや発達障がいを有するケースも見られることから、施設支援のノウハウを里親養育支援に生かすためにも、障がい児入所施設や児童	庭養育優先原則の推進」や「施設の多機能化・高機能化」の考え方を踏ま
16	旭川市、富津市		事業所内保育事業を含む地域型保育事業では、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「基準」という。)第6条第1項により、原則満3歳未満とされている地域型保育事業の利用児童が満3歳となった後の保育を受ける場の確保等のため、連携施設を確保することとが義務付けられていることから、公定価格においても、連携施設に係る経費を基本分単価に算定している。一方で、基準削削第3条の規定により、必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合等には連携施設を確保する必要がないことされており、このような場合には、連携施設に係る経費は不要となることから、公定価格においても当該経費について減算調整を行うこととしている。このため、基準第45条第2項に基づき、保育所型事業所内保育事業が連携施設を確保しない場合についても、連携施設に係る経費は不要となることから、当該経費について減算調整を行うこととしている。

								1
管理 番号	提案区分 区分 分野	上 提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管 ・関係府省	団体名
23	B 地方に 対する規制緩和 03_医療・福	実績報告における「対象経費の実支	に係る延長保育事業の に係る「対象」の に係る「対象」の に係る「対象」の にの における。 のの にの にの にの のの では のの でが のの でが のの でが のの のの でが のの のの でが のの のの でが のの のの でが のの のの でが のの のの でが のの のの でが のの のの でが のの のの でが のの のの でが のの のの のの のの のの のの のの のの のの の	おいて実施されており、全国的に保護者からのニーズが高い事業である(平成30年度延長保育実施割合81.9%(延長保育実施施設数28,476か所/保育所等施設数34,763か所))。延長保育事業については、国から子ども・子育て支援交付金を受けて各市町村が実施しているが、子ども・子育て支援交付金交付要綱第10条において、市町村から都道府県への同交付金の実績報告の提出期限は「4月10日まで」とされており、年度当初の短い期間で前年度の実績を確定する必要がある。当該実績報告の確定に当たって	負担の大きい「対象経費の実支出額」の算出について、公定価格上に計上されている人件費と延長保育事業の人件費との切り分け作業が不要となることにより事業所の実績報告作成作業及び市町村における確認作業の両方が軽減される。また、延長保育事業の実績報告に費やす時間が減少することにより、同時期に行っている施設型給付費等他の補助金に係る精算に注力することができるようになり、当該精算の精度の向上も期待できると考える。	子ども・子育で大きで、 子子で 子子で 子子で 子子で 子子で 子子で 子子で 子子で 子子で 子	内閣府、厚生労働省	宜野湾市
37	日 地方に対する規制緩和 03_医療・福	业 が認可外保育施 設等を併用する場 合の施設利用料 の無償化に係る	かり保育(教育時間を含む 平日の預かり保育の提供 時間数が8時間以上を提供 開所日200日以上が認力 開所日200日以上が認利 開所の名かで、幼稚園利用者が認可 が保育には、当該認可 場合には、当該認可 場合には、当 が保育を 場合に は、 の対象とすること を求めるもの。	在籍する幼稚園が十分な水準の預かり保育を実施している場合、認可外保育施設等の併用は無償化の対象とならないことから、利用者から苦情が寄せられている。具体的には、医療従事者が夜間勤務を行う際に、教育時間終了後の預け先の選択肢が院内保育施設のかである場合など、多様な働き方が存在する中で、認可外保育施設等を併用せざるを得ない状況が想定されるが、幼稚園の預かり保育の実施水準により無償化の対象外とされることに不公平感が生じている。また、無償化の要を担けである「幼稚園が法令で定められた水準の預かり保育を提供しているか否か」については、年度開始前に作成される幼稚園の預かり保育に係る年間計画を踏まえて市町村が判断・公示を行っており、当市や周辺の自治体では、例年2~3月頃に判断・公示を行っている。一方、幼稚園の願書提出、書類選考、面接等は、入園前年度の10月頃から実施されることが一般的であるため、保護者が入園の準備を行っている。時点では、認可外保育施設等を併用した場合に当該認可外保育施設等の利用について無償化の対象となるか否かについて判断できない状況にある。そのため、幼稚園と認可外保育施設等の利用料について、無償化の対象外であることが発覚するといった事態が生じている。	しているか否かにかかわらず、幼稚園利用者が認可外保育施設等を併用する場合には、当該認可外保育施設等の利用料について無償化の対象とすることで、在籍する幼稚園の状況や保護者の勤務体系に関わらず無償化の対象となり、保護者の求る。 また、入園予定の幼稚園が、認可外保かる、また、入園予定の幼稚園が、認可外保をかる。 設を併用した際に無償化の対象となる。 設を併用した際に無償化の対象となるか、別ではいることがなくなり、各利用者が必るないといった不安定とが記して、とがいるに関するに関するに関するに対するに対するに対するに対するに対するに対するに対するに対するに対するに対	支援法施行令 第15条の6第2 項第3号、子ど も・子育て支援 法施行規則第 28条の18第3項	科学省、厚生 労働省	茅ヶ崎市

管理		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
番号	団体名	支障事例	回答欄(各府省)
23	津市、中野市、豊田市、守口市	育事業は平均対象児童数を求めるための事務負担も大きく、現状ではかなりの負担を要している。そのため、算出方法が簡素化されれば、事業所の作成事務負担・市町村の確認負担の軽減が期待できると考えている。 〇現行では3月末の事業終了をもって補助基準額が確定するような仕組みとなっており、国実績報告までに各施設の補助基準額を確定して実支出額を見込むのは負担となっている。一時預かり事業(一般型)のような、延べ利用人数の大まかな区分で補助基準額を算出できる仕組みで簡素化されることが望ましいと考える。 〇次年度の4月入所申し込みの時期と重複した業務となることに加え、短期間で事務処理する必要があるため、確認作業に十分な時間を費やすことができずにいる。	(子ども・子育て支援交付金)について、施設型給付費等は、いわゆる通常保育の時間内(8時間又は11時間)において、保育が必要な児童がいる場合に、保育等に要する経費を必ず負担しなければならない義務的経費であり、延長保育事業については、通常保育の時間外(8時間又は11時間を超えた時間)において、保育が必要な児童がいる場合に、地域の実情に応じて、各市町村の判断により実施する保育等に要する経費を補助する裁量的な経費である。両事業の対象や性質は異なるものであり、国と地方の負担割合もそれぞれの経費で異なっている。このため、補助金等の適正な執行管理や財政負担の観点から、両事業を切
37	市、広島市、宇和島市	設を利用しているというケースが散見される状況にある。 預かり保育を国が示す一定の水準で実施しているものの、その受入体制が需要を完全に満たせていない施設については、利用者が新2号認定を受けていても、保護者の就労時間や認定の事由により、利用を制限されるという事案も発生しており、本市もその対応に苦慮している。 また、夏休み等の長期休業中の実施状況も施設によってバラつきがあり、保護者の職種によっては、認可外や一時預かりを利用せねばならない状況も生まれている(10か月×平日5日×4週の実施でも基準である200日に到達してしまうため、保護者の需要を十分に満たせる状況とは言えない施設もある。)。 認可外等の併用分も無償化の対象経費とすることを可能にすることで、保護者側にも利用サービスの選択の幅が生まれ、更には利用が分散する結果、預かり保育に係る実施体制の圧迫を緩和することにも繋がる。これにより、従前、利用を希望しても叶わなかった保護者の需要に、より応えることが可能になるものと捉えている。 〇当市においても、幼稚園入園式前や卒園式後小学校就学前の新2号認定子どもが認可外保育施設を利用した場合などに、同様の事例が生じている。 〇預かり保育の提供時間数が8時間以上または、開所日200日以上を満たしていても、保護者の働き方によっては認可外を利用せざるをえない場合がある。	ける預かり保育の利用を促すことにより保護者負担を軽減しつつ、その預かり保育の提供水準が、学校である幼稚園等を選択した子どもの保育の必要性という観点から十分でないと言える場合には、例外的に、認可外保育施設等の併用に係る利用料を施設等利用給付の対象としている。上述の預かり保育の提供水準の基準については、1年当たりの期間が200日、かつ、1日当たりの時間が8時間(教育課程に係る時間との合算)となっている。これは幼稚園の毎学年の教育週数が、特段の事情のある場合を除き、39週を下ってはならないとされていること及び保育所における保育短時間認定規定が1日につき8時間を原則としていることを考慮して定められている。このような幼稚園及び保育所に関する規定を踏まえて定められた基準であることから、現

管理	提案区	区分	提案事項	求める措置の		制度改正による効果		制度の	
番号	区分	分野	(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	所管 •関係府省	団体名
54	B 地方制制 おおり おり おり は の は の は の は の は の は の り の り の り の り	療•福祉	(保育士及び保育	要件について、保育る以上でで、保育る以上でで、保育の当時では、保育の当時では、一個では、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	り、「前年同月における保育士及び保育士以外の者の数」が「同数以上」とならないため、保育体制強化事業を活用することができない。地方では新たな保育士の確保が困難な状況が続いており、職員の減少により労働環境が悪化し、残された職員の負担が増大している施設では、新たな職員の確保がより一層困難な状況であるばかりか、少人数の保育士で保育事業を行っている規模も小さい施設などでは、当該制度の活用ができず、また、自主財源での保育支援者の配置も困難なことが多いため、更に保育士の離職が進むような悪循環に陥る可能性もある。当市においても、当該制度を活用して保育支援者を配置することで、保育	とを促進し、子どもが健やかな環境で生活するための保育体制を充実させるとともに、保育士の負担軽減に資するものと考えられる。 また、保育士の負担軽減によって、利用者の受入れ促進、それに伴う待機児童の解消や、保育所等の運営の安定化が図られ、	事業実施要綱 保育対策総合 支援事業費補 助金交付要綱	厚生労働省	前田市安東町町高場村邑橋市、中村、、山村、楽市、湖、神、草村、玉町、沼岡、神野津、昭村、本田市榛流原町川和町、太田市榛流原町川和町、
74	B 地る規制緩和	療•福祉	施設整備交付金 における、産後ケ ア事業に関する補	庫補助金を で大学では で大学では で大学でであるで で大学でであるで で大学でであるで で大学でであるで で大学では で大学では で大学では で大学で でた でた でた でた でた でた でた でた でた で		付けられ、実施が区市町村の努力義務となったことで、今後、全国で様々な形で産後ケア事業が実施されると考えられる。施設の運用形態や規模、サービス内容に応じた補助条件とすることで、今後、全国の自治体がそれぞれの状況に沿った形で安定的に事業を展開することができる。	17条の2 母子保健法施 行規則第7条の 2~4	厚生労働省	特別区長会

些 III			
管理 番号	団体名	支障事例	回答欄(各府省)
54	岩手県、宮城	〇非常勤職員が離職し、新たに常勤職員を雇用した場合に、前年度との職員比較において、同数以上とならないために補助対象外となる ケースは本市でも生じている。そのため、他自治体と同様に、公定価格の基本分単価を充足する職員配置を満たし、保育支援員を配置し た場合に補助を認める等、補助要件の緩和を求める。また、事業者及び市職員の事務負担軽減の観点から職員体制の確認方法の簡素化	図られるよう、令和4年度予算案において、補助要件の見直しを行うこととしている。具体的には、保育支援者を配置した月における保育士及び保育士以外の者の数等の前年同月比較要件を廃止し、保育士の業務負担が軽減される内容や、職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組等を記載した
74	市、長野県、京都市、大阪市、	また、産後ケア事業の対象は「出産直後から4か月頃までの母子」であったが、令和3年度より「生後1年を超えない母子」となったことに伴い、対象者が増加していることから、各自治体が事業に要する経費についても増大していると想定され、こうした実態を把握して基準額が設	チ型とショートステイ型で補助単価を分けるとともに、②人口区分に基づく一律の補助単価から実施か所数を加味した補助単価に見直すことを盛り込んでいる。 施設整備費については、産後ケア事業を行う施設に対する補助実績や、他

管理	提案区分		求める措置の		制度改正による効果		制度の	
番号	区分分	/ 	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	所管 •関係府省	団体名
195	B 地方に 03_B 索・名 物	国祉 処遇改善等加算I(賃金改善要件分)及び処遇改善等加算Ⅱの基準	度より加算をされて 原とされ事とされ事とと を表準度と「新規をはいる」に を表達をはいる。 を表述をはいる。 を表述をでする。 を表述をでする。 を表述をでする。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	額)を上回る)ことが要件とされた。また、その際、新規事由に該当する場合には、令和2年度に限り「従前の基準年度」を基準年度とできるとする経過措置が講じられた。 見直し以前は、公定価格に加算される加算額(賃金改善要件分)を超える賃金改善が行われていることが要件とされており、多くの保育所等では、保育士確保のため、すでに当該要件を超える賃金改善を実施しており、また、毎年の経営状況に応じて追加で賞与を支給するなどを行ってきた現状があ	有無を問わず、従前の基準年度を選択できることによって、各施設の経営状況等に応じて基準年度を選択することが可能となり、経営状況が安定している施設は基準年度を前年度とし事務負担を軽減することができる。一方で経営状況が一時的に悪化した施設は、従前の基準年度を適用することで、引き加算の適用を受けることができる。その結果、保育士等の賃金を著しく下げることなく、各施設の経営状況に応じた柔軟な賃金、各施設の経営状況に応じた柔軟な賃金、各施設の経営状況に応じた柔軟な賃金、各施設の経営状況に応じた柔軟な賃金、各施設の経営状況に応じた柔軟な賃金、各施設の経営状況に応じた柔軟な賃金、各施設の経営状況に応じた柔軟な賃金、各施設の経営状況に応じた柔軟な賃金、各施設の経営状況に応じた柔軟な賃金、各施設の経営状況に応じた柔軟な賃金、各施設の経営状況に応じた柔軟な賃金、各施設の経営状況に応じた柔軟な賃金、表述を開始している。	等高の及等い月閣育官初局に係が選Ⅱの第一の日子本文明の第一の日子本文明の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の		高知県、徳島県、愛媛県
	B 地方に 03_B 京・名規制緩和	量祉 設における利用定 員の変更に係る	(ニーズ)にあわせてO歳兄の歳らし、かつ1、2 の定員を減らし、かした場合によりでは、公開では、公開では、公開では、公開では、公開では、公開では、2 は、一定のでは、2 は、2 は、2 は、2 は、2 は、2 は、2 は、2 は、3 は、3 は、3 は、3 は、3 は、3 は、3 は、4 は、5 は、6 は、6 は、6 は、7 は、7 は、7 は、7 は、7 は、7 は、7 は、7 は、7 は、7	当市が実施したアンケートでは、1歳未満で育児休業からの職場復帰を希望している保護者は6.2%であったが、実際には34.0%の保護者が1歳未満で職場復帰している。このような状況は、1歳児の新規受入れ定員が0歳児と比較して非常に少なく、1歳児での新規入所が困難となっていることに起因していると考えられるため、当市では、保護者のニーズに合わせた受入れ枠確保のために、平成30年度から定員変更を事業者に提案している。しかしながら、各施設において既に0歳児に対応できる保育士を雇用している中で、0歳児の定員を減らし1、2歳児の定員を増やした場合、定員変更により0歳児と1、2歳児の公定価格における基本分単価の差額分が減少することや、主任保育士専任加算及び高齢者等活躍推進加算等の特定加算が受けられなくなることを懸念し、事業者が定員変更を行わない状況となっている。公定価格の基本分単価については、各年齢区分の乳児及び児童を保育するために必要な単価を設定しているとされているが、地域のニーズにあわせて0歳児の定員を減らした場合であっても、当該年度の0歳児を受け入れるための人員を急に削減することはできないことから、職員配置や収支を調整するための激変緩和措置が必要と考える。また、特定加算部分についても、現在、0歳児のニーズが減少しているなかで、乳児の利用を要件とする必要性が感じられない。	員変更に対し、公定価格に係る経過措置や加算要件の見直しを行うことにより、O歳児定員の削減による1歳児の新規受入枠の確保や、1、2歳児の定員増といった地域の保育ニーズに合わせた定員変更が推進され、待機児童対策に寄与すると考える。	等に要する費用 の額の算定に 関する基準等	科学省、厚生 労働省	

管理		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
管理番号	団体名	支障事例	回答欄(各府省)
195	小樽市、富津市、長野県、宮崎県、宮崎県、宮崎県	〇ある事業所において、令和元年度に運用していた賃金規程が誤って高い金額設定になっていたことに気づき、令和2年度に賃金規程を見直した。その結果、基準年度である令和元年度の賃金水準が令和2年度の賃金水準を上回ることとなったが、令和2年度は「新規事由なし」であったため、その事業所では賃金改善計画等の作成に苦慮され、市担当者への基準年度を元年度より前に遡れないかについて、再三相談があった。	処遇改善等加算 I・II については、子ども・子育て会議の議論を踏まえ、加算額等の算定や給与関係文書の保管に係る事務の負担軽減を図るため、今和2年度より基準年度を前年度とするよう見直したものである。新規事由に該当する場合に「従前の基準年度」を基準年度とできる経過措置については、従前の算定方法でも事務作業を行っている施設に対する例外的な措置として、令和2年度に吸って認めていたものである。こうした基準年度に係る見直しの趣旨を踏まえれば、基準年度として「子ども・子育て支援法による確認の効力を生じる年度の前年度(平成26年度以前からある保育所については平成24年度)」を選択可能とすることは困難である。 なお、国による処遇改善を超える賃金改善を先立って行っている施設など基準年度を加算当年度の前年度とすることが難しい施設については、3年前の年度を基準年度として選択することも可能としている。
206	小樽市、旭川 市、市、守市、守山市、宇和市 本山市、宇和島	しかし、1、2歳児の待機児童増は全国的な傾向であり、公定価格の算定を見直すことにより対応すべきと考える。	公定価格は、施設の教育標準時間認定子ども又は保育認定子どもに係る利用定員の総和に応じた区分の単価を適用することとしており、年齢区分ごとの定員で単価を適用する仕組みとしていない。また、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和23年厚生省令第63号)第33条第2項において、O歳児おおむね3人につき1人以上、1、2歳児おおむね6人につき1人以上の保育士の配置が求められていることを踏まえ、公定価格上の基本分単価において必要な費用を算定しており、1、2歳児にO歳児の費用を措置することはできない。主任保育士専任加算等の要件についても、O歳児は手厚い職員配置や他の年齢と比べて個々の発達・健康状態に応じた配慮がより必要であることから、乳児の保育の実施を加算の要件の1つとして評価しているものであり、O歳児と1歳児を同列に取り扱うことは適切ではないと考えている。